

こ放第 1184 号
令和 2 年 2 月 28 日

放課後児童健全育成事業所 運営主体各位

横浜市こども青少年局
放課後児童育成課長

新型コロナウイルス感染症対策のための学校一斉臨時休業中の対応について（通知）
＜新型コロナウイルス感染症関連通知 その6＞

日頃から、本市の放課後施策にご協力いただき、誠にありがとうございます。

本市公立小学校等の一斉臨時休業とその間の貴事業所の開設について、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての対応について」（令和 2 年 2 月 28 日 こ放第 1176 号）にてお示ししているところですが、開所時間等の詳細を次のとおりお伝えします。

1 対象児童や開所時間の基準

- ・対象児童：貴事業所に登録している全ての児童
- ・受入時間：学校の緊急受入れ時間終了後から 19 時まで
（終了時間はクラブによる）

2 学校の緊急受入れ対象外児童の利用について

緊急受け入れの対象外となった公立小学校等に通学する児童（4・5・6 年生）や国立・私立小学校等に通学する児童の受入れは、長期休業期間中に準じた開所時間をご検討いただきますようお願いいたします。

3 本市運営費補助金の取扱いについて【放課後児童クラブ事業のみ該当】

当該期間中に開所時間を延長したことに伴い追加で発生した人件費の措置は別途、通知しますので、当該経費の挙証資料を整理し、保管していただくようお願いいたします。

4 開所にあたっての留意事項

- （1）これまでお知らせした感染症対策を徹底していただいたうえで、児童の受入れをしてください。
- （2）貴事業所が主催するイベント、会議（運営委員会、保護者会）研修等は、原則として、延期または中止してください。

裏面有り

5 保護者への周知について

今回の対応に関する保護者への周知については、本市から保護者への連絡事項を記載した「お知らせ文」を作成しました。貴事業所を利用する児童の保護者へ周知していただきますようお願いいたします。

また、以下の本市のホームページにも「お知らせ文」を掲載します。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hokago/>

<添付資料>

別添 保護者へのお知らせ文

こども青少年局放課後児童育成課 担当：中澤、秦（放課後児童クラブ、放課後児童健全育成事業） TEL：671-4446
--

令和2年2月28日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局放課後児童育成課

一斉臨時休業期間中の「放課後児童クラブ」の対応について

市立学校における一斉臨時休業の間、各学校において「緊急受入れ」を実施することを踏まえ、本市の放課後児童クラブについては、次の通り対応します。

保護者の皆様におかれましては、子ども達への感染拡大を防ぐための措置に、御理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 放課後児童クラブの開設について

学校の「緊急受入れ」の終了後から開所していただくことを各クラブに要請しています。

「緊急受入れ」対象外の児童を受け入れる場合は、長期休業期間中に準じた開所時間を検討していただくようクラブ依頼していますので、直接クラブにお問い合わせください。

2 留意事項

- 感染症対策を踏まえた上での活動内容となります。
- 毎朝、お子様の体温を測り、37.5℃以上の発熱がある場合は、クラブを利用しないでください。クラブにおいても、必要に応じてお子様の体温を計測し、発熱等が認められる場合には、お子様の受入れができませんので、ご了承ください。
- 過去に発熱等が認められた場合については、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでも、同様の取扱いとさせていただきます。
- ご家庭での健康観察をよろしくお願いいたします。

担当 こども青少年局放課後児童育成課

TEL 671-4446